

10月から子ども手当の 制度が変わります



支給月額

・ 0～3歳未満(一律)	15,000円	・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
・ 3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円	・ 中学生(一律)	10,000円

支払時期

平成24年2月に平成23年10、11、12月及び平成24年1月分が、平成24年6月に平成24年2、3月分が支給されます。

新たな支給要件等

- ・ 子どもに対しても国内居住要件が設けられます(留学中の場合等を除く)。
- ・ 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設定者等に支給する形で手当が支給されます。
- ・ 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当が支給されます(父母等が国外居住の場合でも支給可能)。
- ・ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合(単身赴任の場合を除く)は、子どもと同居している方に手当が支給されます(離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給)。

手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方が、お住まいの市町村の窓口(公務員の場合は勤務先)に「認定請求書」を提出することが必要です。

なお、認定請求書の提出期限については、猶予期間が設けられています。

- ① 平成23年10月1日において現に支給要件に該当している方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から手当を受給できます。
 - ② 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できます。
- ※1 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ※2 平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

平成23年度 食育講演会

『育便』でうんこコミュニケーション! ～うんこと健康のお話

健康的な生活習慣の基本である、食生活・子どものトイレ習慣・排泄の重要性について考えます。

日 時 平成23年10月23日(日)
午後1時20分～午後3時20分

場 所 国際交流施設(宮園町1番地)

参加対象 一般町民・保護者・教育関係者等

講 師 アクトウェア研究所代表 村上 八千世さん
(トイレ環境コンサルタント)

主 催 幌延町教育委員会・幌延町PTA連合協議会

幌延町生涯学習センター開館記念事業

北岡文雄展

版画家 北岡文雄(1918～2007)さんの作品展を開催します。北岡文雄さんには、幌延町役場1階町民ロビーのレリーフを作成していただきました。その縁もあって、役場庁舎には北岡さんの版画が数点飾られており、今年4月の生涯学習センターの開館にあわせてセンターに移設、展示しています。

今回、北岡さんの版画を集め、作品展を開催することになりましたので、ぜひご覧ください。

日 時 平成23年10月1日～10日 10:00～18:00

場 所 幌延町生涯学習センター及び国際交流施設

入 場 無 料